タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	旭川中央交通株式会社（法人番号６４５００００１０００２６２）代表者柏葉健一	北海道旭川市緑町１４丁目３０２６番地１	千代田営業所	北海道旭川市東光１条５丁目３２５番地の７	R7.3.14	輸送施設の使用停止（２１日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項　他４件	令和６年１０月２１日及び令和６年１１月７日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（２）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（３）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）	３	３
2	株式会社ジャパンリムジンサービス（法人番号２４６０３０２００４６５９）　代表者柿内裕一	北海道網走郡大空町女満別本通３丁目１番２５号	女満別ハイヤー本店営業所	北海道網走郡大空町女満別本通３丁目１番２５号	R7.3.24	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他１件	令和７年３月３日、長期未監査を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）、（２）運転者証の返納義務違反（タクシー業務適正化特別措置法第１６条第１項、第２項）	０	０
	以下余白									